

○地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会条例

平成24年9月27日

条例第32号

改正 平成30年3月22日条例第13号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第4項の規定に基づき、地方独立行政法人新小山市市民病院評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権限)

第2条 委員会は、法第11条第2項第1号に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項について、市長に意見を述べることができる。

- (1) 法第26条第1項に規定する中期計画の作成及び変更に係る市長の認可に関すること。
- (2) 法第28条第1項各号に規定する事業年度における業務の実績に係る市長の評価に関すること。
- (3) 法第28条第1項第3号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る市長の評価に関すること。
- (4) 法第34条第1項に規定する財務諸表に係る市長の承認に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員6人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の委嘱)

第4条 委員及び臨時委員は、医療又は事業の経営に関し優れた識見を有する者、市民の代表その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第20号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成30年3月22日条例第13号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。